



とうべつ・しんしのつ 成年後見支援センター

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方々のために
本人の代わりに財産の管理や福祉サービス利用の契約手続きなどをおこなう
「成年後見制度」の相談を受け、制度利用を支援していく相談支援機関です

社会福祉協議会の私たちにできる事があります

こんなときは「成年後見支援センター」へご相談ください

ご自身や
ご家族の事
チェックして
みましょう

- 物忘れが多く訪問販売等で
必要なないものを買ってしまう…
- 身寄りがなく…
今後の財産管理に不安がある…
- 障がいのある子どもの将来が心配…
- どのくらいの期間や
費用が必要になるのか知りたい
- 対象となるのかどうかわからない

相談支援
制度に関する相談や
利用に関する相談に
応じます



申し立て支援
申し立てする際の
書類の書き方などに
ついて支援します

普及啓発活動
制度を理解する
ための講演会などを
開催します

市民後見人の養成
実際に支援を行う
市民後見人の養成を
行います

成年後見制度とは…？

法定後見制度 ※

重い
症状

後見

判断能力が欠けているのが
通常の状態の方
(日常的に判断能力を欠いている状態)



保佐

判断能力が著しく不十分な方
(日常の買い物はできるが、不動産売買等の
重要な取引は1人ではできない状態)

軽い
症状

補助

判断能力が不十分な方
(重要な取引行為などについて
一人でするのに不安がある状態)

任意後見制度

元気で判断能力の十分あるうちに、
将来自らの判断能力が低下した場合に備え、

あらかじめ自らが任意後見人を選び
後見契約を結んでおく制度

※ 親族などによる申立てにより、必要な代理
行為を行ったり財産を適正に管理する成年後見
人を家庭裁判所が選任する制度

お問い合わせは裏面へ→



社会福祉協議会では 他にも下記のような相談、支援事業を行っています

日常生活自立支援事業

- ・最近通帳をよく無くしてしまう
- ・母が訪問販売でよくわからないうちに高価なものを買ってしまう など

福祉サービスの利用手続きや生活費の金銭管理が一人では難しい場合、通帳の預かりや、「**生活支援員**」の訪問によるお手伝いを行います。

生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える、様々な不安や心配ごとに対して、**相談・情報提供及び支援**を包括的・計画的に行うことにより自立の促進を図ります。

※こちらの事業につきましても、新篠津村社会福祉協議会との共同事業となっております



どなたでも無料でご相談いただけます
お問合せは下記事務局までお願いします

私たちにわになれる事があります
生活においての不安な気持ち
一緒に取り組みます
楽しく過ごせる毎日へ

社会福祉協議会

【事務局】



当別町社会福祉協議会
石狩郡当別町西町32番地2
総合保健福祉センター「ゆどろ」内

TEL
(0133) 22-2301



お気軽に
お立ち寄り
ください



当別町

新篠津村

